



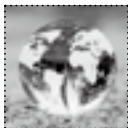
ごみ出しマナーを守ってきれいな町に

環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

町のルール、地域のルールを再確認し、正しくごみを出しましょう。

- ① 午前8時30分までに出しましょう
- ② 決められたごみステーションに出しましょう
個人の敷地や道路沿いなどへの不法投棄は罰則の対象です。
- ③ 分別をきちんとしましょう
分別されていないごみを出すと、

ごみステーションを管理している地区の住民が分別をしなければならいため、非常に困ってしまいます。
ごみの分別は「ごみの分け方・出し方」の冊子をご覧ください。各町民センターや図書館、町ホームページで見られます。



雑草は除去してスッキリ

環境生活課 環境係 ☎(232)2114

現在、雑草の生育がとても盛んな時期です。

雑草が繁茂すると、▼枝葉の隣接地への越境▼害虫の発生▼ごみの不法投棄の誘発▼道路の見通し遮へいによる交通事故の誘発▼花粉アレルギー▼周辺農地への種子の飛散▼防犯や美観上の問題▼枯れ草火災などの弊害があります。他人に迷惑を掛けないよう、所有者は適切な対応と管理をお願いします。



雑草が繁った空き地



はり・きゅう券を交付します

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

- 対象者 次の全てに当てはまる人
- ・国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者
- ・保険料の未納がない人
- ・はり・きゅう療養費の支給を受けていない人

交付枚数

- ・国民健康保険加入者
一世帯につき年間60枚まで
- ・後期高齢者医療加入者
一人につき年間30枚まで

- 助成額 1回(1枚)当たり千円
- 交付申請窓口
健康・保険課または西部支所
- 申請に必要なもの 印鑑、保険証
- 券が利用できる施術所

- ・渡部はり・マッサージ(津久礼)
☎(232)4883
- ・緒方鍼灸あんま治療院(辛川)
☎(232)2166
- ・川端鍼灸マッサージ治療院(久保田)
☎(234)7057



農業用廃プラスチック類を回収します

農政課 農政係
JA菊池菊陽中央支所 営農課 ☎(232)4916
☎(232)8207

■日時 9月11日(金)(小雨決行)

午前9時～午後3時

■場所 菊陽カントリーエレベーター

■回収物・費用

- ① 廃ビニール 無料
- ② 廃ポリフィルム・肥料袋・灌水チューブ 約16円／キ
- ③ その他 約51円／キ

注意事項

- ・料金は後日、口座から引き落としします。梱包の悪いものは受け入れできません。
- ・種類で別々に計量します。劣化フィルム(再生不可能)は、埋め立て処理のため別料金が必要です。
- ・同じ種類のものでひとまとめにし、荷物降ろしは各自をお願いします。



人権のまち菊陽フェスタ

ステージショーや創作劇、講演会を行います。大会テーマは「ひとの多様性を認め、共に支え合う地域づくり」。入場無料です。多くの皆様のご来場をお待ちしています。

■日時 9月26日(土) 午後1時30分～午後4時40分
(開場：午後1時)

■場所 菊陽町図書館ホール

内容

午後1時30分 コッコロ隊によるステージショー
午後2時 創作劇

出演：ふれあい劇団
演目：「嘘から出た実」

午後3時 講演会
講師：杉尾 秀哉さん
演題：「報道と人権

～情報化社会を生きる～」

※啓発グッズ(箸置き)をプレゼントします。小さなお子さん連れの方が利用できる親子室もあります。

問い合わせ

人権教育・啓発課 人権教育・啓発係
☎(232)2113

コッコロ隊



参加型の楽しいステージです。
一緒に歌って踊りましょう！

ふれあい劇団



町民有志で結成した劇団が
「人権、家族」をテーマに熱演！



講師

TBSテレビ報道局
解説・専門記者室長

杉尾 秀哉さん

兵庫県出身。現在「週刊BS-TBS報道部」キャスター、「ひるおび」など情報番組コメンテーター。他、選挙特番や報道特番など出演番組多数



国民年金には3つの基礎年金があります

国民年金は、老後や万が一のけがや病気で障がいが残ったときなどに備え、年金保険料を出し合うことで、お互いを支え合う制度です。

老齢基礎年金

原則65歳から生涯受給できます。希望すれば減額繰上げ受給や、増額繰下げ受給もできます。

■年金額(平成27年度) 78万100円

※20歳～60歳の40年間、全て納めた場合の額です。

■要件 加入期間などが25年以上あること

障害基礎年金

けがや病気で一定以上の障がいの状態になったときに受給できます。

■年金額(平成27年度)

1級 97万5100円

2級 78万100円

■要件 初診日の前日に次の全てを満たす人

- ① 初診月の前々月までの加入期間の3分の2以上で保険料が納付済み、または免除猶予されていること
- ② 初診月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと

遺族基礎年金

国民年金の加入者や老齢基礎年金の受給資格を満たした人などが亡くなったとき、その人に生計を維持されていた18歳(18歳到達年度の末日まで)までの子がいる配偶者または子が受けられます。

■年金額(平成27年度)

配偶者(子ども1人) 100万4600円

子ども1人(配偶者なし) 78万100円

■要件 死亡日の前日に次の全てを満たす人

- ① 死亡月の前々月までの加入期間の3分の2以上で保険料が納付済み、または免除猶予されていること
- ② 死亡月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと

問い合わせ

町民課 年金係 ☎(232)4914
熊本西年金事務所 ☎(355)3261